令和6年度税制改正要望

総論

わが国経済は、政府から新型ウィルスの感染症法上の分類を大型連休明けの5月8日から5 類に引き下げるとの発表がなされるなど、経済活動も感染症前に戻りつつあるものの、感染発 生から3年が経ち、その間、経済活動が大きく制限され大変厳しい状況である。これまでの感 染拡大で疲弊した経済を立て直すには、官民が力をあわせ、感染防止と経済活動の正常化を両 立していかなければならない状況である。

また、政府の月例経済報告では「景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」と発表され、経営者の企業心理も上向き傾向にあると言われてはいるが、物価上昇の影響などから厳しい状況が続いている。

さらに、海外に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻が終わることなく欧米とロシア との緊張がさらに拡大、侵攻・円安による原油価格や原材料価格の上昇、それに伴う電気・ガ ス料金等の高騰も続き、いまだ続く米中の覇権争いなど、大国の対立による世界経済の先行き 不安、金融資本市場の変動等による海外経済の不確実性が懸念されます。

こうした中発表された令和5年度税制改正大綱では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講じ、また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行い、加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等を見直すなどの対応が検討項目に上がっている。さらには、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置についての検討が行われるなど、踏み込んだ措置が講じられるなど一定の評価はできるものの、コロナ禍で疲弊した地域経済と雇用を担う中小企業の活性化が不可欠でありさらなる大胆な改正が求められとともに、増税論議の前に行財政改革の検討も行う必要がある。

また、日本の財政状況は、コロナ禍で再び多額の国債発行が積み重なり歴史的にも国際的に も最悪の水準にあり、歳出削減や消費税増税でカバーできるものではない。財政の健全化を推 し進めるためには、日本企業の90%以上を占める中小企業の成長なくしては有り得ない。

法人会は、税のオピニオンリーダーとしての自覚を発揮し、活力ある中小企業の復活に向けた税制改革を希求し、地域の経済・雇用を担っている中小企業の持続的、安定的な成長を後押しすべく、令和6年度の税制改革にあたっては、中小企業における抜本的な税制改革と国民がわかりやすいシンプルな税制制度の確立と事業承継税制・相続税の負担軽減を重点項目として次の通り要望する。

法 人 税 関 係

企業を取り巻く環境は、新型コロナウィルス感染症の拡大による経済活動への対応、また、 産業構造の変化や法制度の変化に伴って変わり続けている。さらには、働き方改革やコロナ 禍での雇用形態等の変化などあり、特に地域経済を担う中小企業が不活性化する悪循環を生 じている。

そのためには、国際競争力の強化、外国資本の日本への投資促進、中小企業の活性化の観点等からさらに大胆に法人税制の見直しを図るべきである。

その見直しに当たっては、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている中小企業に十分配慮し、中小企業の活性化に資する税制措置を本則化するとともに、成長戦略の一環として制度の拡充をすべきである。

1 法人基本税率の引き下げ

平成 28 年度には国税・地方税を合わせた法人実効税率が 20%台を実現することとなったが、国際的に見てまだ高い水準にあるため、租税特別措置の整理・合理化等により課税ベースの拡大を考慮しつつ、さらに国際競争力をつけるために法人基本税率を引き下げ、地方税の負担軽減と併せて、法人実効税率を少なくとも 20%台半ばまで下げる必要がある。

2 中小企業者等の軽減税率の適用

中小企業者等に適用される軽減税率の特例 15%を時限措置ではなく、本則化する。また、 昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 1,600 万円に まで引上げるなど、担税力の弱い中小企業者等への配慮を要望する。

3 同族会社の留保金課税の全面的廃止

平成19年度改正で、中小企業者等における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。 しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

即時廃止ができないのならば、適用除外とする中小企業者等の判定基準である資本金の額を「1億円以上」から段階的に上げていくよう求める。

4 交際費課税の見直し

交際費は、企業活動にとって必要不可欠の経費であり、課税することは経営上の経費性 を否定するものである。企業の規模に拘わらず、原則的に全額損金算入とすべきである。

また、社会慣習上その支出を避け難い慶弔費などは交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

5 減価償却制度の改善

(1) 耐用年数の短縮

国際競争力向上のため、さらに見直しを進め欧米先進国並みの耐用年数にすべきである。

- (2)取得価額30万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘わらず、一時の損金算入とすることを要望する。
- 6 役員給与の損金算入の拡充
- (1) 役員給与の原則損金算入

現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう

見直すべきである。

(2) 業績悪化改定事由により役員報酬を減額した後増額した場合の原則損金算入 コロナ禍の中業績に苦しむ企業が多数あることから業績悪化改定事由により役員報酬 を減額改定した後、経営環境の改善等から当該事業年度中に役員報酬を改定前の額に戻 した場合、その増加部分について原則損金算入できるよう見直すべきである。

(3) 同族会社の利益連動給与損金算入の適用

前記(1)が実現するまでは当面の措置として、経営者の経営意欲を高め、企業活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金算入を認めるべきである。

7 寄付金課税の見直し

寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。

8 退職給与引当金の損金算入

各企業の使用人の退職に備えるため、退職金の自己都合要支給額の40%を累積限度額と して損金算入を認めるべきである。

9 賞与引当金の損金算入

賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰り入れについて損金算入を認めるべきである。

10 借地権課税

相当の地代認定基準、概ね「年6%」程度については、地代の収益状況及び金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面「年2%」程度に引き下げを求める。

11 申告書の提出期限

会社法上の諸手続を含めた決算事務を 2 ヶ月以内に完了することが困難であるため、法 人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後 3 ヶ月以内とするよう求める。

12 災害見舞金への課税免除

激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を認めるべきである。

所 得 税 関 係

国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味から課税最低限度額を引き下げるとともに、"広く担税力に応じた税率構造"の税制を実現すべきと考える。

これにより現行に比べて不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを提案する。

1 給与所得者の申告必要限度額の引き上げ 主たる給与の収入 2,000 万円から 3,000 万円に引き上げる。

2 源泉所得税の納期限

平成 24 年度改正において、源泉所得税の納期の特例については1月の納期限が 20 日に延長されたが、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情を考慮し、全ての徴収義務者

について1月の納期限を末日とすべきである。

3 源泉所得税事務の簡素化

年々源泉徴収事務(特に年末調整事務)が複雑化しており、源泉徴収義務者の事務負担に配慮した税制改正(給与所得控除・基礎控除等の各種控除を簡素な制度とする)を要望する。

4 不動産所得の負債利子の損益通算の認容

土地等に係る負債利子は、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められていないが、これを認めるべきである。

相 続 税・贈 与 税 関 係

我が国企業の大部分を占める中小企業は、地域の経済と雇用を担い、日本経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税等の資産課税の負担により事業が承継できなくなるような事態は絶対に避けなくてはならない。

平成 25 年度の税制改正、さらには平成 30 年度の税制改正において非上場株式に係る相続税と贈与税の納税猶予・免除制度の使い勝手を高める改正が行われたが、事業用資産を一般資産と区分して、事業用資産の課税を免除する等の欧米諸国並みの本格的な事業承継制度を確立すべきである。

また、今後高齢化に確実に向かう社会において、高齢者が保有している金融資産や住宅資産等を若年世代に回し易くしていくことを税制が導いていくことで、社会を元気にし、経済の活性化を図ることに大きな貢献があると考える。

1 相続税の課税強化の見直し

国際的に見て、平成25年度税制改正(平成27年1月より施行)まで租税負担率が主要各国と同水準にあった相続税は、総体としては従来の負担率を保つべきであり、基礎控除は、平成25年度税制改正前の水準に戻すべきである。

2 事業用資産への課税軽減

事業に資する相続税・贈与税については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、課税を大幅に軽減するよう求める。

特に非上場株式の評価については、相続税負担軽減の観点からも株価評価を低減するよう求める。

3 相続財産からの控除

相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除する。

4 被相続人の保証債務の弁済

相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにする。

5 財産評価

現在の財産評価方法は大部分が通達委任で運用されており、その運用解釈次第では必ずしも公平とはいえない取扱いが生ずる。

また、不動産の評価については同じ資産価値を測るものに地方税の固定資産税評価額が

あるが、国税の評価額と一元化して客観的にも理解し易いものにすることが必要である。 そのために、法律でしっかりと財産を評価する仕組みを定め、国も地方も民間も利用活 用できるものにするべきである。

6 贈与対象者の拡大

「住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置」、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」及び「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」については、贈与者に直系卑属がいない場合は、甥・姪に対する贈与にも適用できるよう対象を拡大すべきである。

7 課税最低限と税率構造の見直し

高齢者から直系の若年世代への生前贈与は、今年度の税制改正大綱で、「資産移転時期の 選択により中立的な税制の構築」として一部見直しが行われた。

しかし、現行の一般贈与の非課税枠110万円を大幅に拡大するなど、大胆に税率構造を緩和し基礎控除等を見直すなど、贈与税の体系に総合的な検討を加える中で、事業承継の負担軽減や資産移転による若年世代の消費意欲を喚起し緊急経済対策としても有効となるようさらなる工夫が必要である。

消費税関係

令和元年 10 月の消費税率の引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されたが、適用品目の 線引きが極めて難しく、制度が複雑化して事業者及び税務行政現場の事務負担を増大させて いる。

また、令和5年10月からインボイス制度が始まるが、企業にとってはインボイス制度に対応するための事務負担等(経過措置、個別対応方式の処理、電子申告義務化、登録事業者・免税事業者への対応等)が大きくなる。

消費税は、本来、広く薄く財源を求める間接税であり、そのことに存在意義があり、逆進性云々を問題にすると特質が失われる。

課税は課税で、できるだけシンプルな制度にし、低所得者対策とは切り離すのが望ましい。

1 確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内とする。

2 各種届出書の提出期限

消費税の各種届出書の届出内容は、消費税の申告・納付する上で、納税者にとって重要な事項であるが、現行の提出期限(課税期間の開始日の前日)までに、その判断を適切に行うことは困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長する。

印 紙 税 関 係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済減少など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課非は公平性を欠くので廃止すべきである。

地方税関係

国と地方の役割を見直し、その役割分担に応じたいわゆる三位一体の改革が実行に移され つつあるが、これは行財政改革つまり地方行政の効率化に寄与するものであり、単なる地方 自治体の財源強化論であってはならない。最も重要なことは地方自治体の行財政改革による 歳出削減であり行政の効率化である。このことを強く要請し、併せて地域社会の活性化に寄 与する税制を要望する。

1 固定資産税の改革

- (1) 評価額が下がった場合には、必ず課税標準額に反映させ税額も下がるように課税構造を改善する。
- (2) 土地及び家屋に係る固定資産税の軽減

居住用家屋については、再建築価格方式でなく、経過年数に応じた評価方法に改める。 宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価額を課税標準額とするよう改める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設ける。

- (3) 土地の評価については、各省庁のそれぞれの目的による複数の評価額が併存しているが、客観的で理解しやすい評価の仕組みを法律でしっかりと定めて評価体制を一元化し、 固定資産税評価もこれによることとするべきである。
- (4) 地震対策税制の拡充、拡大、延長

平成 18 年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されているところであるが、耐火改修工事も対象とするよう拡充し、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに適用要件を緩和し、適用期間を延長してより利用し易い制度に改善する。

(5) 法人の償却資産の申告期限の改正等

償却資産の評価に当たっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却 資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と 同一とする。

2 法人事業税の改革

(1) 超過課税の撤廃

地方税は、標準税率を超える高い税率による課税ができることになっているが、特定 の企業を対象に超過課税を行うのは公平に反するから、早期に廃止する。

(2) 外形標準課税のあり方

法人税率引き下げの代替え財源として、大法人に対する外形標準課税が拡大されたが、 適正な課税を実現するために外形標準に何を求めるのかを、今後も慎重に検討するとと もに、地方税制における改革の一環として位置付けることが必要である。

中小企業への拡大はなかったが、大法人に比べて欠損法人の割合が大きく担税力にも 乏しい中小企業には将来にわたって課税拡大すべきではない。

また、付加価値割の算出について、事務労力を削減する上でも均等割のように企業の 従業員数に応じて課税するなど、できるだけシンプルな制度にすべきである。

(3) 申告納税手続き

二つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにする。

3 事業所税の廃止

事業所税は、事業所の床面積・支払給与総額などを課税標準とする税で、固定資産税と 重複しており、また課税地域が限定されているため廃止すべきである。

- 4 住民税の見直し
- (1) 法人住民税の均等割の細分化 資本金1,000万円から1億円の区分を細分化する。
- (2) 個人住民税の所得控除額の簡素化 税制の簡素化の見地から、個人住民税の所得控除額を所得税の控除額と同額にすべき である。
- (3) 個人住民税の特別徴収について一括納入制度の創設 納入先市町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収は、特別徴収義務者の管轄する 市町村で一括納入、かつ、電子納税できるようにする。

その他

1 確定申告書の受付

国において県・市分も一括受理できるような法整備をする。

また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図る。

2 マイナンバー制度の推進、早期定着化

カードの普及は、マイナンバー制度の利用拡大と行政手続きの簡素化及び行政機関のコスト削減のためにも急がれる。今後のカードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

- (1) カードを利用した場合のメリットを広く周知すること。
- (2) マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一し、加えて有効期限の延長・更新費用を無償とすること。
- (3) 導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。
- (4) 税務申告をはじめ、カードを利用した場合に、なんらかのインセンティブを与えること。
- (5) 制度推進に当たっては、事業者に急激に加重な事務負担を課さないよう配慮すること。
- 3 将来の税制改正において、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラル等の税法改正や様々な制度導入に向け、その税法・制度設計が複雑化することのなく、 簡素化した制度となるよう配慮すること。

また、重大な税制改正等の場合は、充分な工法(納税者にわかりやすい制度設計)と広報 を確実に行い納税者の準備期間の確保をすること。